(一)　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合
　前項第四号の規定（陸上移動局についての実効選択度の規定を除く。）を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。
(二)　(一)以外の場合
　前項第四号の規定を準用する。この場合において、「フレーム誤り率」とあるのは、「パケット誤り率」と読み替えるものとする。

○総務省告示第百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の五第一項第二号ニ及び別表第三号17(2)の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百九十九号（符号分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣　原口　一博

第一項第一号を次のように改める。

1　不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。ただし、符号分割多元接続方式携帯無線通信又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置の不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局の許容値を、それぞれ適用する。

(1)　基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
八一〇MHz以下及び八九五MHzを超えるもの	1　空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　空中線電力が二五ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値 3　空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値
八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）	1　離調周波数（搬送波の周波数からの差の周波数をいう。以下同じ。）が一、九八〇kHz未満の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値
八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下	1　離調周波数が七五〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が一ワットを超え五〇ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より六〇デシベル以上低い値 (3)　空中線電力が五〇ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が五〇マイクロワット以下の値又は空中線電力より七〇デシベル以上低い値

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

(2)　陸上移動局の送信装置（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

ア　時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備の空中線又は当該無線設備が符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の無線設備と共用する空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合

(ア)　隣接しない二若しくは三の搬送波又は隣接する二の搬送波及びこれらと隣接しない一の搬送波を同時に送信する場合

離調周波数	不要発射の強度の許容値
八八五kHzを超え一、八八五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一、八八五kHzを超えるもの	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値